

8 月定例教育委員会 会議録	
日 時	令和 6 年 8 月 1 4 日（水） 午後 3 時 0 0 分～午後 3 時 3 5 分
場 所	本庁舎 9 階 会議室 9－2
出 席 委 員	松田教育長・末木委員・塚越委員・上原委員
出席事務局職員	飯田教育部長・岡部教育総室長・依田生涯学習室長（歴史文化財課長兼任）・藤本総務課長・風間学校教育課長・山本学事課長・新堀甲府商業高等学校事務長・千野甲府商科専門学校事務長・樋田生涯学習課長・長田スポーツ課長・青木図書館長・宮崎総務係課長補佐・菱山総務係課長補佐・伊藤総務係主任
傍 聴 人	なし
署 名 委 員	
委 員 会 書 記	
・教育委員あいさつ	
・会議録署名委員の氏名 末木委員	
・7 月定例会会議録の承認 原案のとおり承認	
松田 塚越 上原 末木	
1 開会 松田教育長 これより 8 月定例教育委員会を開会します。 （１） 教育委員あいさつ 末木委員 連日猛暑が続いております。記録的な暑さを示した昨年を上回り、過去の経験とは比べようもない危険な暑さです。是非皆さん、体調管理にはくれぐれも御留意願います。 最近の個人的な経験を二つ、話させていただきます。一つは小学校 3 年生の孫が、自分の名前を愛称ではなく、フルネームで呼ぶように家族に求めたことであります。もう一つは高校生が将来について、目標を明確にし、それを実現するためには何をするかを具体的に話すのを聞いたときであります。 それぞれの意思表示は、尊重されなければならないと思います。 私たち大人は、とすると、子どもは未熟であり保護、支援の対象として考えがちであり、対等な権利を持つ個人として見なしていないので、十分に意見が尊重されて来なかったように思います。子どもは小さな大人ではなくて、独立した人格と尊厳を持ち、自己決定して成長していくことができる存在だと考えられています。 子どもの権利条約には、子どもの権利を尊重し実践していくための 4 つの原則が重要だとされ	

ています。生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益、差別の禁止であります。

子どもの権利条約の批准から時間がかかりましたが、子どもの権利について包括的に定める子ども基本法が一昨年成立し、昨年４月に施行されました。権利条約と同様に、子どもが権利の主体として認められ、４つの原則も定められています。この法律を背景に、子どもの声を政策に生かす取組も一部の自治体で広がっているようです。

改めて、子どもの権利について理解を深め、実践に繋がることを考えていきたいと思いました。御清聴ありがとうございました。

（２）会議録署名委員の指名

松田教育長

会議録の署名委員は、末木委員にお願いいたします。

（３）前回会議録の承認

松田教育長

続いて、前回７月１０日定例会の会議録についてですが、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【原案どおり決定】

（教育委員会承認）

２ 議事

（１）議題

松田教育長

第１９号 教育委員会活動の点検及び評価報告書について
資料に基づきまして、藤本総務課長から説明をお願いします。
（藤本総務課長から資料に沿って説明）

松田教育長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
御意見、御質問等はありませんか。

末木委員

放課後子供教室推進事業について、お聞きしたい。
以前も申し上げたこともありますが、今回、この事業について、甲府モデルのリニューアルと

書いてありますが、このリニューアルの内容についてお聞きしたい。

もう1点、教育委員会は放課後子供教室、子ども未来部は学童保育を担当していますけれども、放課後の子どもの安全な居場所づくりという、ほぼ同じような目的で行っています。個別にやるよりも一体としてやったほうがいい。一部やっておりますけれど、その辺の考え方とか取組状況について、教えていただきたい。

ただ、放課後子供教室は学校を利用して行っていますが、学童保育については、いろんな施設を使って、しかもお金を徴収すると思います。繰り返しになりますが、目的とするところは放課後の子どもの安全な居場所づくりだと思いますので、是非、部局の壁を越えて一緒にするような取組が進むような方向を考えていただきたいと思います。御意見をお願いしたいです。

樋田生涯学習課長

まず、放課後子供教室、生涯学習課で行っているものにつきましては、おっしゃるように、学校等を活用した放課後の子どもの安全な居場所の確保、また特別な学習的なプログラムを行っているものになりまして、こちらは文部科学省が管轄し、参加費無料で行っているものです。対象が小学校4年生から6年生としております。こちら繰り返しになりますが、目的は、地域社会において安全に教育的な学びを体験できる放課後の居場所づくりを推進するものです。

開設につきましては、学校のある何曜日か、こちらのプログラムはコーディネーターが決めますが、実施可能な日の授業終了後から午後4時30分まで、大体児童が午後5時には自分で帰宅できるような時間を設定して活動しております。

活動内容としては、教育的ないろいろな体験の場として、自主学习、体験活動、文化活動、地域交流などを行っております。

一方、放課後児童クラブは、子ども未来部の管轄で、厚生労働省の行っている事業で、目的は、保護者の就業状況に伴う学童保育になります。保護者が家に帰ってもいないというようなお子さんを預かっておりまして、主に小学校1年生から3年生を対象としております。こちらのほうが有料で行っているものです。

開設日時につきましては、平日の午後7時まで。退所につきましては、保護者のお迎えで帰宅をするというところで、活動内容としては、預かり保育、生活の場として、おやつなども出るようなものになっております。

現在、甲府市では、25の小学校区のうち、全部で14地区の放課後子供教室を実施しておりまして、参加型と言われる放課後子供教室と放課後児童クラブと一緒に遊んだり、体験をするというものは7校実施しております。こちらにつきましては、参加型にするためには、放課後子供教室は小学校4年生から6年生までが対象、放課後児童クラブは小学校1年生から3年生が対象ということで、小学校1年生から6年生までを包括した十分なプログラムで一緒に活動するというのが課題というところもありますことから、いろいろ考えながら、進めているような状況であります。

放課後子供教室を実施していない小学校などもありますので、今年度も引き続き来年度の開設に向けて取り組んでいるところであり、同時に参加型につきましても、増やしていくという方針で開設できないかというところに取り組んでいるところでもあります。

それから、先の質問になりますリニューアルにつきましては、言い方なんですけれども、従来型といいまして、前から地域の独自のやり方で行っていた預かりの学習支援を、「甲府モデル」と

言いまして、会計年度任用職員として雇用しているコーディネーターの先生方が活動のプログラムを組んだりとか、そういった活動支援など、直接関わるものにしたのがリニューアルというところであります。

末木委員

大きな違いは、対象とする年齢が違うと。

樋田生涯学習課長

はい。放課後子供教室と放課後児童クラブは、まず、対象年齢が違います。

対象年齢が違うということと、管轄が…

末木委員

それはよくパターンで。今保育でも認定こども園と一緒に、文部科学省と厚生労働省一緒にするような方向になっているので、一般的に外から見ると、やっていることは同じなのに、何で別なのかと。

それで、前、聞いたんですけど、放課後児童クラブだと、当然お金払っているんで、いろんなプログラムあるし、おやつも出るというのに、こっちは出ないってどういうことだとか。

だから、詳しく説明すれば、当然違うということは。なかなか、ちょっと見ただけだと、同じことなのに、どうして違うのかなという。

樋田生涯学習課長

預かりの目的のものと、こちらは任意で学習的なプログラム体験の場の提供というところが放課後の居場所づくりで、活動自体も月に1回から2回というところですので、毎日開催しているというものではありません。年度始めに募集を行って、その方が参加できるように、もちろん保険も入りながら、やっている活動になります。

そこに、放課後児童クラブの子が参加するときには希望をとって、希望がある方は全員参加できるように行っております。

末木委員

放課後子供教室というのは、保護者から、月1回じゃなくてもっと増やしてくれという要望とかあるんですか。

樋田生涯学習課長

アンケートによりますと、いろんな体験をさせてくれるというところで、人気があるようです。フランス文化の教室ですとか、けん玉ですとか、英語ですとか、陶芸なども体験ができるので人気と聞いていまして、そういった要望はあるようですが、学校の空き教室を使って開催している関係で、調整がなかなか。

また、20人以上のお子さんが安全安心にということを第一にやっておりますので、支援員さんも確保しなければならない中で、なかなか調整が難しく、現在は、大体月1回2回の開催で行っている事業であります。

末木委員

是非、希望が多いみたいなので、学童保育でも結構、当然漏れることもあるみたいなので、そうとなかなかやっていることも重なるんじゃないかなということもあるんですね。

違いはよくわかりました。今度聞かれたら、そういう説明ができます。

塚越委員

行政評価結果は、全て事業がB、現状どおりになっていて、19ページからの事務事業評価票にも異存はございません。

ただ、事務事業評価票の事務事業評価の有効性、右側のページにおいて、2、目標値を下回る実績であったというものがいくつかあり、ナンバー4、ナンバー5、ナンバー19については、その理由が特記事項の記述から理解できるのですが、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー12、ナンバー16については、特記事項に記載がなかったり、記載があったとしても、どういった理由で目標値を下回る2という評価になったのかが、私の理解力の足りなさというのものもあるんですけども、うまく把握することができませんでした。

そのため、簡単でかまいせんので、2と評価された理由について、御説明いただければありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

樋田生涯学習課長

ナンバー1の事業につきまして、こちらの2がついた目標を下回る数値であったという判断につきまして、こちらの下成果指標という所で、放課後子供教室の開催日数という所があります。この数値が、令和2年度から令和6年度、甲府市子育て支援計画の目標数値となっておりまして、その時のものが500日になっております。それに対して開催日数が、令和4年度につきましては342日ということになっており、目標値を下回る実績という、内容的には充実したものであったと思っているのですが、数といったところにつきまして、2という評価しました。

続きまして、ナンバー16、文化芸術推進事業につきまして、こちらの成果の達成目標につきましても、先ほど同じ指標につきまして、文化祭への出演者の数2,000名という目標に対しまして、1,769名ということでしたので、こちらにつきましても、目標の数値に達していないというところでの2の評価になっております。

松田教育長

この評価は、いずれも、やはりコロナ禍というか、そういった影響があつてということですね。

樋田生涯学習課長

そうですね。ちょうどこの市民文化祭が0というのは開催をしなかったのですが、コロナ禍明けというところで、やはり活動がまだまだ戻っていない。まだ、令和4年度につきましては、5類移行していないという中ですので、奮っての御参加というところにはならなかった状況でございます。

風間学校教育課長

2番の小学校外国語活動推進事業ですが、その半分より右の2の示したところなんです、令和3年度には12人体制で小学校のALTの指導が行くことになっていたのですが、次の21ページになりますが、中学校のALTの活動で、本来6名で対応することになっていたのですが、コロナ禍の影響で3名の入国が遅れていたということで、小学校のALTを3名、中学校に配置し変えたということで、中学校は充足されたのですが、小学校については、本来的には5年生、6年生は毎週2時間、3年生、4年生は1時間ずつ授業があったのですが、5年生、6年生については、2時間すべてではなくて、1時間の週もあったという、つまり、ALTが行けない授業があったということで、2という評価をしたところです。

それから、30ページの高等学校の、やはりALTのこの事業、甲府商業高等学校と甲府商科専門学校についてですが、ALT1名の来日が遅れていて、10月に来日したということで、下半期から配置ができたということで、この年度の評価、2ということにしたところです。

以上です。

松田教育長

こちらのほうも、コロナ禍の影響ということですね。

上原委員

サポートティーチャー事業の教育支援ボランティアの配置について、伺いたいします。学生ボランティアについての質問をさせていただきます。

教育支援ボランティアの中に学生ボランティアが含まれるという認識でよろしいでしょうか。

風間学校教育課長

おっしゃるとおり、教育ボランティアの中に、学生ボランティアさんと地域の学生さんではない方、それぞれいらっしゃるということで、御確認いただければと思います。

上原委員

教員の養成や輩出が強く求められている現状の中で、教職員を目指す学生にとって、教育実習など以外で、学校現場の体験が大変有意義であると感じております。

ただ、このボランティアを行う際の現場に出る前の研修のようなもの、或いは一定の条件のようなものは設けられているのでしょうか。

風間学校教育課長

特に条件というのはないのですが、大学で説明会をしまして、甲府市教育委員会からも、こういう学生さんに来ていただきたいなんていう教育ボランティアの説明をするんですが、それを聞いていただいて、そこに是非やってみたいという志の強い学生さんが申し込みをいただいて、各学校に配置する、そんな形になっています。

上原委員

そうすると、大学生であれば、要望がかなう、学校現場に出られるということでしょうか

風間学校教育課長

はい。

学校に行ってから、担当の教員がこういうサポートをしてあげてくださいというような、具体的な指示というか、レクチャーを受けたうえで、ボランティアの活動をやっていただくということになっています。

上原委員

ということは、ボランティアに参加することの条件はないけれども、参加が決まった段階で、各学校での研修とまではいかないけれども、事前のレクチャーが存在するということですね。わかりました。

ありがとうございます。

松田教育長

その他、よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

【原案のとおり決定】

(教育委員会決定)

(2) 報告

松田教育長

第9号 甲府市議会6月定例会の審議状況について

資料に基づきまして、藤本総務課長から説明をお願いします。

(藤本総務課長から資料に沿って説明)

松田教育長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、御意見、御質問はいかがでしょうか。

それでは、この件についても確認ということでよろしいでしょうか。

【原案のとおり確認】

(教育委員会確認)

3 その他

松田教育長

その他に入りますけれども、何かありましたらお願いいたします。

4 閉会

松田教育長

これもちまして8月定例教育委員会を閉会します。